

○九重町個人情報保護条例

平成18年3月24日
九重町条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、町が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、町政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 町長、教育委員会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関において保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つため、必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保存する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる各号のいずれかに該当する個人情報については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報であって、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもの

(2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する情報を記録した個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(3) 一時的に使用され短時間に廃棄又は消去される個人情報を記録したもの

3 町長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(収集に関する制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確に

- し、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行わなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又は他の条例に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により、すでに公にされた真正な事実であるとき。
 - (4) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が九重町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又は他の条例に定めがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

(利用及び提供に関する制限)

- 第8条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又は他の条例に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により、すでに公にされた真正な事実であるとき。
 - (4) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

(オンライン結合による提供に関する制限)

- 第9条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。)による個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合による個人情報の提供を行うことができる。

- (1) 法令又は他の条例に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。

(個人情報保護管理責任者)

- 第10条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を置かなければならない。

- 2 保護管理責任者は、個人情報の保管等の状況を隨時点検し、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

(職員の義務)

- 第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の請求)

- 第12条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求(以下「開示の請求」という。)することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

- 第13条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令又は他の条例の規定により、開示することができないとされている個人情報
- (2) 開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより、開示請求者以外の当該個人の権利利益を侵すことになると認められるもの
- (3) 個人の評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、開示請求者に開示しないことが正当と認められるもの
- (4) 開示請求者に開示することにより、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、捜査その他町民の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるもの

(5) 町と国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)その他の公共団体との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示請求者に開示することにより、これらの者との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(6) 実施機関又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可、その他実施機関又は国等の事務事業の執行に係る情報で、開示請求者に開示することにより、当該事務事業の目的が失われるおそれがあるもの又は当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(個人情報の存否に関する情報)

第14条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。この場合において、実施機関はあらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(開示の請求方法)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示の請求に対する決定及び通知)

第16条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示の請求に係る個人情報を開示するか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつき、やむを得ない理由があるときは、当該開示請求書を受理した日から起算して30日を限度としてその期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたとき又は開示請求者に係る個人情報が存在しないことが明らかになったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定の内容(個人情報の開示を行う場合は、その日時及び場所を含む。)又は不存在の旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示請求者に対し個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(第13条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)の通知をする場合は、その理由を付記しなければならない。この場合において当該決定の理由が一時的なもので、開示しない旨の決定をした当該個人情報の全部又は一部について開示できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者の意見を聞くことができる。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき開示する旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示を行わなければならない。

(1) 公文書のうち文書、図画、写真及びフィルムに記録されている個人情報 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付

(2) 公文書のうち電磁的記録として記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2 実施機関は、閲覧又は視聴の方法により個人情報の開示をする場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものによって開示を行うことができる。

(訂正の請求)

第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると思料するときは、その訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正の請求の方法)

第19条 訂正の請求をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書

類を提出し、又は提示しなければならない。

(訂正の請求に対する決定及び通知)

第20条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して15日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の訂正をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正の請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求者に対し個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定を通知する場合は、その理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正をするとともに、訂正請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 第16条第2項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(利用停止等の請求)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し当該各号に定める措置(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

(1) 当該個人情報が、第3条第3項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除

(2) 当該個人情報が、第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

(利用停止等の請求の方法)

第22条 利用停止等の請求をしようとする者は、当該個人情報を保有する実施機関に対して、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止等請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 利用停止等の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止等の区分及び請求の理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止等の請求をしようとする者は、利用停止等を求める理由が事実であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(利用停止等の請求に対する決定及び通知)

第23条 実施機関は、利用停止等の請求があったときは、当該利用停止等請求書を受理した日から起算して15日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報の利用停止等をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止等請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止等請求者に対し個人情報の全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定を通知する場合は、その理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止等をするとともに、利用停止等請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 第16条第2項の規定は、利用停止等の請求に対する決定について準用する。

(不服申立て)

第24条 第14条、第16条第1項、第20条第1項及び前条第1項に規定する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあつた場合、実施機関は当該不服申立てが明らかに不適法である場合を除き、当該不服申立てがあつた日から起算して14日以内に審査会に諮問しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により諮問を受けたときは、諮問を受けた日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その答申をしなければならない。

3 第1項に規定する不服申立てについて裁決又は決定する実施機関が答申を受けたときは、答申を受けた日から起算して30日以内に当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重しなければならない。

(九重町情報公開・個人情報保護審査会の設置)

第25条 前条に規定する不服申立てに関する諮問に応じ、及びこの条例の規定によりその「意見を聴くこととされた事項について審査するため、九重町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審査し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、識見を有する者その他町長が適當と認める者のうちから町長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対し、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。
(苦情の処理)

第26条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(受託者に対する措置)

第27条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、当該委託契約において当該処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が、当該個人情報の適正な管理について負うべき義務を明示するとともに、当該受託者に対し、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託したときは、審査会に報告しなければならない。

(受託者の義務)

第28条 受託者は、実施機関から受託した処理業務に関し、個人情報の適正な維持管理を行い、漏えいの防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 受託者又は受託者であったもの(実施機関から受託した処理業務に従事している者又は従事していた者を含む。)は、当該処理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(手数料)

第29条 この条例に基づく請求に係る手数料は徴収しない。ただし、写しの交付により個人情報の開示を行うときは、写しの作成に要する費用を徴収する。

(他の法令等との調整)

第30条 法令又は他の条例等に、個人情報の閲覧、縦覧、視聴、写し若しくは謄抄本の交付又は訂正若しくは削除に関する定めがある場合は、当該法令又は他の条例等の定めるところによるものとする。

(適用除外)

第31条 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報については、この条例は適用しない。

2 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、この条例は適用しない。

3 図書室等において、閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等については、この条例は適用しない。

4 実施機関が、町の職員に関する事務のため取り扱う個人情報については、この条例は適用しない。

(改正(平21条例第1号))

(運用状況の公表)

第32条 町長は、この条例の運用状況について、毎年公表するものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関が現に取り扱っている個人情報取扱事務に係る第6条の規定の適用については、第6条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行後速やかに」とする。

(九重町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

3 九重町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成9年九重町条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成21年3月19日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。